条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）及び住所並びに請求人が法人であるとき又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものであるときはその代表者又は管理人の氏名

［二～九　略］

3　次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる事項の記載を要しない。

一　［略］

二　法第九条第一項の請求に係る遺言書について、既に遺言書情報証明書が交付され又は関係相続人等による閲覧がされている場合　前号に掲げる事項及び前項第五号に掲げる事項

三　［略］

（関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求書の添付書類）

第三十四条　法第九条第一項の請求に係る同条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［略］

二　相続人の住所を証明する書類

三　請求人の氏名又は名称及び住所と同一の氏名又は名称及び住所が記載されている市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した証明書（公務員が職務上作成した書類がない場合にあっては、これに代わるべき書類をいい、当該請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

［四～七　略］

八　請求人が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものであるときは、当該社団又は財団の定款又は寄附行為及び代表者又は管理人の資格を証明する書類

2　［略］

条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）及び住所並びに請求人が法人であるときはその代表者の氏名

［二～九　同上］

3　次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる事項の記載を要しない。

一　［同上］

二　請求人が遺言書情報証明書又は第四十八条第二項の書面の写しを添付した場合　前号に掲げる事項及び前項第五号に掲げる事項

三　［同上］

（関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求書の添付書類）

第三十四条　法第九条第一項の請求に係る同条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［同上］

二　相続人の住所を証明する書類（官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。）

三　請求人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

［四～七　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

（遺言書情報証明書の交付の方法）

第三十六条　遺言書保管官は、次に掲げる方法によって遺言書情報証明書を交付しなければならない。

一　第十三条各号に掲げる方法により請求人、その法定代理人又は請求人が法人又は法人でない社団若しくは財団であるときはその代表者又は管理人が本人であることを確認して交付する方法

二　［略］

（関係相続人等による遺言書の閲覧の方法）

第三十九条　遺言書保管官は、第十三条各号に掲げる方法により請求人、その法定代理人又は請求人が法人又は法人でない社団若しくは財団であるときはその代表者又は管理人が本人であることを確認して、法第九条第三項の規定による閲覧をさせなければならない。

2　［略］

（遺言書保管事実証明書の交付の請求書の添付書類）

第四十四条　法第十条第二項において準用する法第九条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［略］

二　請求人の氏名又は名称及び住所と同一の氏名又は名称及び住所が記載されている市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した証明書（公務員が職務上作成した書類がない場合にあっては、これに代わるべき書類をいい、当該請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

［三～六　略］

七　請求人が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものであるときは、当該社団又は財団の定款又は寄附行為及び代表者又は管理人の資格を証明する書類

2　［略］

（遺言書情報証明書の交付の方法）

第三十六条　遺言書保管官は、次に掲げる方法によって遺言書情報証明書を交付しなければならない。

一　第十三条各号に掲げる方法により請求人、その法定代理人又は請求人が法人であるときはその代表者が本人であることを確認して交付する方法

二　［同上］

（関係相続人等による遺言書の閲覧の方法）

第三十九条　遺言書保管官は、第十三条各号に掲げる方法により請求人、その法定代理人又は請求人が法人であるときはその代表者が本人であることを確認して、法第九条第三項の規定による閲覧をさせなければならない。

2　［同上］

（遺言書保管事実証明書の交付の請求書の添付書類）

第四十四条　法第十条第二項において準用する法第九条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［同上］

二　請求人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

［三～六　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。